

インベナジー・ジャパン合同会社「(仮称)茨城風力発電事業
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成27年12月7日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)茨城風力発電事業計画段階環境配慮書」について、インベナジー・ジャパン合同会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 茨城県北茨城市、高萩市、常陸太田市及び福島県東白川郡塙町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 60,000kW程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 9月14日
環境大臣意見受理	平成27年11月20日
経済産業大臣意見	平成27年12月 7日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

インベナジー・ジャパン合同会社「(仮称)茨城風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。
- (2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等について

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在する上、一部の住居は近隣を風力発電設備に囲まれる可能性が高く、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）及び最新の知見等に基づき、複数の風力発電設備に囲まれることによる影響も含めて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から可能な限り離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影について

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在する上、一部の住居は近隣を風力発電設備に囲まれる可能性が高く、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への環境影響について、複数の風力発電設備に囲まれることによる影響も含めて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から可能な限り離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等の希少猛きん類が確認されているほか、渡り鳥の渡り経路となっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力

発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。なお、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）を踏まえて行うこと。

（4）植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、水源かん養保安林に指定された森林のまとまり及び花園・花貫県立自然公園等の重要な自然環境が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、自然環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

3. 事業計画の見直し

上記2.（1）及び（2）により、騒音等及び風車の影による影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。